



指定管理者からの暴力団排除に関する合意書

越前町長（以下「甲」という。）と鯖江警察署長（以下「乙」という。）は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項に規定する公の施設の指定管理者制度の実施に当たり、公の施設の管理及び運営からの暴力団排除を徹底するため、相互の連絡協議に關し、以下のとおり合意する。

記

（照会手続）

第1条 甲は、指定管理者の指定を受けようとする団体又は指定を受けた団体の役員等（法人にあっては役員及び経営に事実上参加している者、法人以外の団体にあっては代表者及び経営に事実上参加している者。以下「指定管理者の役員等」という。）が第3条各号のいずれかに該当するか否かについて、乙に対し、別記様式第1号により照会するものとする。

（回答及び通報等）

第2条 乙は、甲から前条による照会があった場合は、当該事実について調査し、警察本部組織犯罪対策課長と協議の上、速やかにその結果を別記様式第2号により回答するものとする。

2 乙は、前項の規定にかかわらず、指定管理者の役員等が第3条各号のいずれかに該当すると認めるときは、警察本部組織犯罪対策課長と協議の上、甲に対し、別記様式第3号によりその旨を通報するものとする。

（指定を受けようとする団体に対する措置）

第3条 甲は、前条の規定による回答又は通報により、指定管理者の指定を受けようとする団体の役員等が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、当該団体に対し指定管理者の指定を行わないものとする。

- (1) 役員等が、集団的又は常習的に暴力的不法行為を行い、又は行うおそれがある組織（以下この条において「暴力団」という。）の構成員（構成員とみなされる場合を含む。以下この条において「暴力団関係者」という。）であると認められるとき。
- (2) 役員等が、不正の利益を図る等の目的により、暴力団又は暴力団関係者を使用したと認められるとき。
- (3) 役員等が、いかなる名義をもってするかを問わず、暴力団関係者に対して、金銭、物品、その他の財産上の利益を不当に与えたと認められるとき、又は、暴力団若しくは暴力団関係者と社会的に非難されるような密接な関係を有していると認められるとき。

(指定管理者に対する措置)

第4条 甲は、第2条の規定による回答又は通報により、指定管理者の指定を受けた団体の役員等が前条各号のいずれかに該当すると認めるときは、指定の取消しその他の必要な措置を執るものとする。

(守秘義務)

第5条 甲及び乙は、この合意書に基づき提供された情報を許可なく他に漏らしてはならない。

(その他)

第6条 この合意書に定めのない事項又は疑義を生じた事項については、別途協議の上、定めるものとする。

2 甲及び乙は、以上に規定するもののほか、積極的に情報交換を行うと共に、お互いに密接な協力、連携を図るものとする。

(施行日)

第7条 この合意書は、平成20年 4月21日から施行する。

この合意書の締結を証するため、本書を2通作成し、甲乙両者署名押印の上、各自その1通を保有するものとする。

平成20年 4月21日

甲 越前町長

関 敬 信



乙

鯖江警察署長

堤 康 治

